（個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正）

第二十二条　個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「」及び」を「」、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）及び」に改める。

（信託業法施行令の一部改正）

第二十三条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十六　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条の五中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　金融サービスの提供に関する法律第五十一条第一項の規定による指定

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

第二十四条　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百七十六号を削り、第三百七十五号を第三百七十六号とし、第三百六十九号から第三百七十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三百六十八号の次に次の一号を加える。

三百六十九　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（消費者契約法施行令の一部改正）

第二十五条　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三十六号を次のように改める。

三十六　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）

第二十六条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第七項中「第六十条の三十二第五項の規定により」の下に「当該」を加え、「同条第一項」を「銀行法第二条第十八項」に、「いう。）を」を「いい、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者を含む。）を」に改める。

（不当景品類及び不当表示防止法施行令の一部改正）

第二十七条　不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二十一年政令第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「に関する」を「並びに金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者が行う同条第四項に規定する有価証券等仲介業務に係る商品又は役務の取引に関する」に改める。

（無尽業法施行令の一部改正）

第二十八条　無尽業法施行令（平成二十一年政令第三百七号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第五十一条第一項の規定による指定

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「又は株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律」に、「若しくは認可」を「、認可若しくは登録」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　法人が金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（同法第十一条第二項に規定する預金等媒介業務の種別に係るものに限る。第十五号並びに第二十一条第十一号及び第十五号において同じ。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員（同法第十五条第一号ソに規定する役員をいう。第二十七号並びに第二十一条第十一号及び第二十七号において同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第十三条第二十五号中「又は株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十六号を第二十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

第十三条中第二十三号を第二十五号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

十六　銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている前三号に規定する認可、許可若しくは登録と同種類の認可、許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあっては、当該更新の拒否の処分がなされた日）から五年を経過しない者

第二十一条中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同条第十一号中「又は株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　法人が金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第二十一条第二十五号中「又は株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法又は金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条中第二十四号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員であって、その処分を受けた日から五年を経過しない者

第二十一条中第二十三号を第二十五号とし、第十六号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十五号を第十七号とし、同号の前に次の二号を加える。

十五　金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号から第五号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者